指定給水装置工事事業者の皆さまへ

消費税率変更に伴う水道利用加入金等の取扱いのお知らせ

１．水道利用加入金は受付日を基準日として新税率が適用され、次のとおりとなります。

令和元年9月 30 日まで 水道メータ口径の段階区分	金額(税込)	令和元年 10 月1日から 金額(税込)
25mm 以下	129,600 円	132,000 円
25mm 超 ～ 40mm 以下	945,000 円	962,500 円
40mm 超 ～ 50mm 以下	1,458,000 円	1,485,000 円
50mm 超 ～ 75mm 以下	3,510,000 円	3,575,000 円
75mm 超 ～100mm 以下	5,994,000 円	6,105,000 円
100mm 超 ～150mm 以下	13,500,000 円	13,750,000 円
150mm 超	別に定める	別に定める

① **受付日は、お申込後、必要書類が全て整い、水道営業所が受理した日です。**受付日が令和元年9月 30 日までのものは現行税率(8%)、書類等の不備により受付日が令和元年 10 月1日以降になる場合は新税率(10%)が適用されます。

② 「給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書(第 13 号様式)」と必要な関係図書を整えて、書類を提出した後、受付には**おおむね1か月～1か月半かかり、書類の内容によっては審査に更に時間を要する場合があることをご承知おきください。**

２．事務費は検査日を基準日とした税率が適用されます。

① 「事務費」とは、道路掘削による道路復旧費に 100 分の 10 を乗じた額です。

② 令和元年 10 月 1 日以降に検査したものは新税率（10%）が適用されます。

③ 新、改については、第１回目の検査日の税率を適用します。

３．手数料（審査手数料・検査手数料）は非課税です。